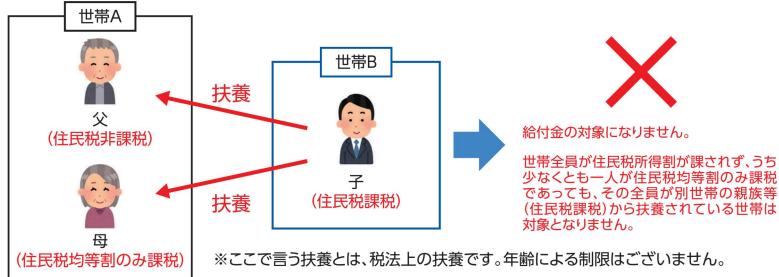


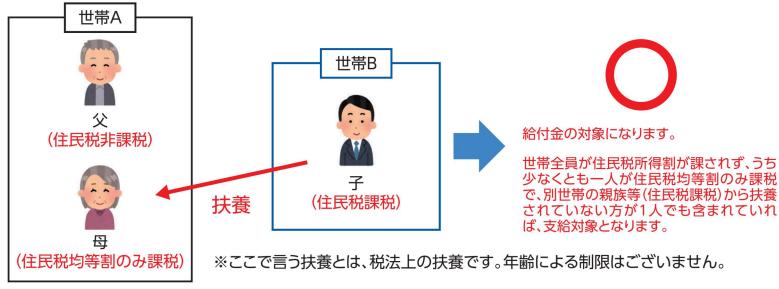
令和6年度(令和5年分)住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は給付金の対象外となります。

(例)

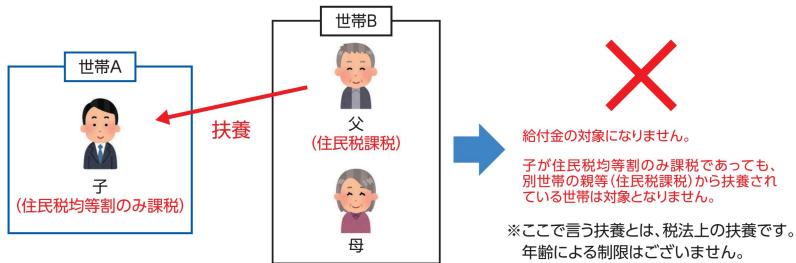
パターン1：世帯全員が住民税所得割が課されず、うち少なくとも一人が住民税均等割のみ課税だが、全員が住民税が課税されている者の扶養に入っている。



パターン2：世帯全員が住民税所得割が課されず、うち少なくとも一人が住民税均等割のみ課税で、一部の世帯員のみ住民税が課税されている者の扶養に入っている。



特に注意が必要なパターン：一人暮らしの学生等(住民税均等割のみ課税)が、実家の親等(課税者)の扶養に入っている。



※税法上の扶養関係について、社会福祉課では分かりませんので御家族等に御確認ください。